

# 介護用品の支給が決定された方へ

~~~~~ ※必ずお読みください。 ~~~~~

## 1 利用店舗および対象品

支給券は、「石巻市介護用品支給事業登録取扱店」リストに掲載されている店舗でのみ利用でき、購入できる対象品は以下のものに限りま

(1) 2,000円券（要支援1・2、要介護1～3の方）

・紙オムツ、尿取りパッド

(2) 2,500円券×2枚（5,000円）（要介護4・5の方）

・紙オムツ、尿取りパッドのほか使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー

※令和8年度4月発行の**要介護4・5の方の支給券が変わります。**

変更前：5,000円×1枚 ⇒ 変更後：**2,500円×2枚**

※1か月の支給額5,000円は変わりません。

※他の商品は購入できません。購入が発覚した場合は、実費負担を求めることとなります。

## 2 支給枚数

支給券は、4月と10月の年2回、6ヶ月分ずつに分けて支給します。新規申請の場合は、申請翌月に申請月分から支給します。

（4月1日時点における当該高齢者の介護度により1年間の支給額を決定します。）

※令和8年度4月発行分から5,000円券が**2,500円券×2枚**に枚数が変わります。

## 3 有効期限

支給券の有効期限は、交付日の属する月から当該年度の3月までです。

（4月以降は利用できません。残った支給券は返還してください。）

翌年度分は、新たに申請が必要です。

## 4 利用限度

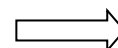
支給券は、原則として1ヶ月に2,000円券の方は1枚、2,500円券の方は2枚の利用となります。

翌月分を先行しての利用はできません。ただし、未利用で経過した月分は利用できます。

## 5 再交付

支給券を汚損した場合は、汚損した支給券を回収の上再交付します。ただし、支給券の盗難、紛失による再交付はしませんので、取扱いにはご注意ください。

裏面に続きます。



## 6 返還事由

対象者が以下に該当した場合は、同封の異動届にご記入の上、支給券を返還してください。

- (1) 死亡、転出
- (2) 1ヶ月以上の入院
- (3) 介護保険施設への入所（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等）
- (4) 1ヶ月以上小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスを利用したとき
- (5) 1ヶ月以上介護保険施設に短期入所したとき。
- (6) 市民税課税世帯となったとき。
- (7) 介護用品を使用しなくなったとき。
- (8) 氏名変更、市内転居 ※異動届のみ提出してください。

※ 異動届提出後、退院・退所等により、介護用品支給券の受給を希望する場合は、改めて申請が必要です。

お問い合わせ先 石巻市介護福祉課  
TEL 95-1111(内線2455)